

3 答申第 9 号
令和 3 年 8 月 2 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 3 年 7 月 1 5 日 付 け 3 こ サ 第 8 0 6 号 による 諮 問 事 項 について、下 記 の と お り 答 申 する。

記

1 諮問事項

子どもの笑顔給付金給付事業の実施に当たり、対象者を特定するため、こども子育てサポートセンター、健康推進課、学校教育課及び障害者福祉課が保有する個人情報を、家庭子ども相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）について

【子ども未来部こども子育てサポートセンター】

【健康福祉部保健所健康推進課】

【教育部学校教育課】

【健康福祉部障害者福祉課】

2 審議会の意見

子どもの笑顔給付金給付事業の実施に当たり、対象者を特定するため、こども子育てサポートセンター、健康推進課、学校教育課及び障害者福祉課が保有する個人情報を、家庭子ども相談課が目的外利用することについては、公益上の必要性がある。

3 承認日

令和 3 年 7 月 2 6 日